

# 簡易ガス事業について

平成26年3月11日

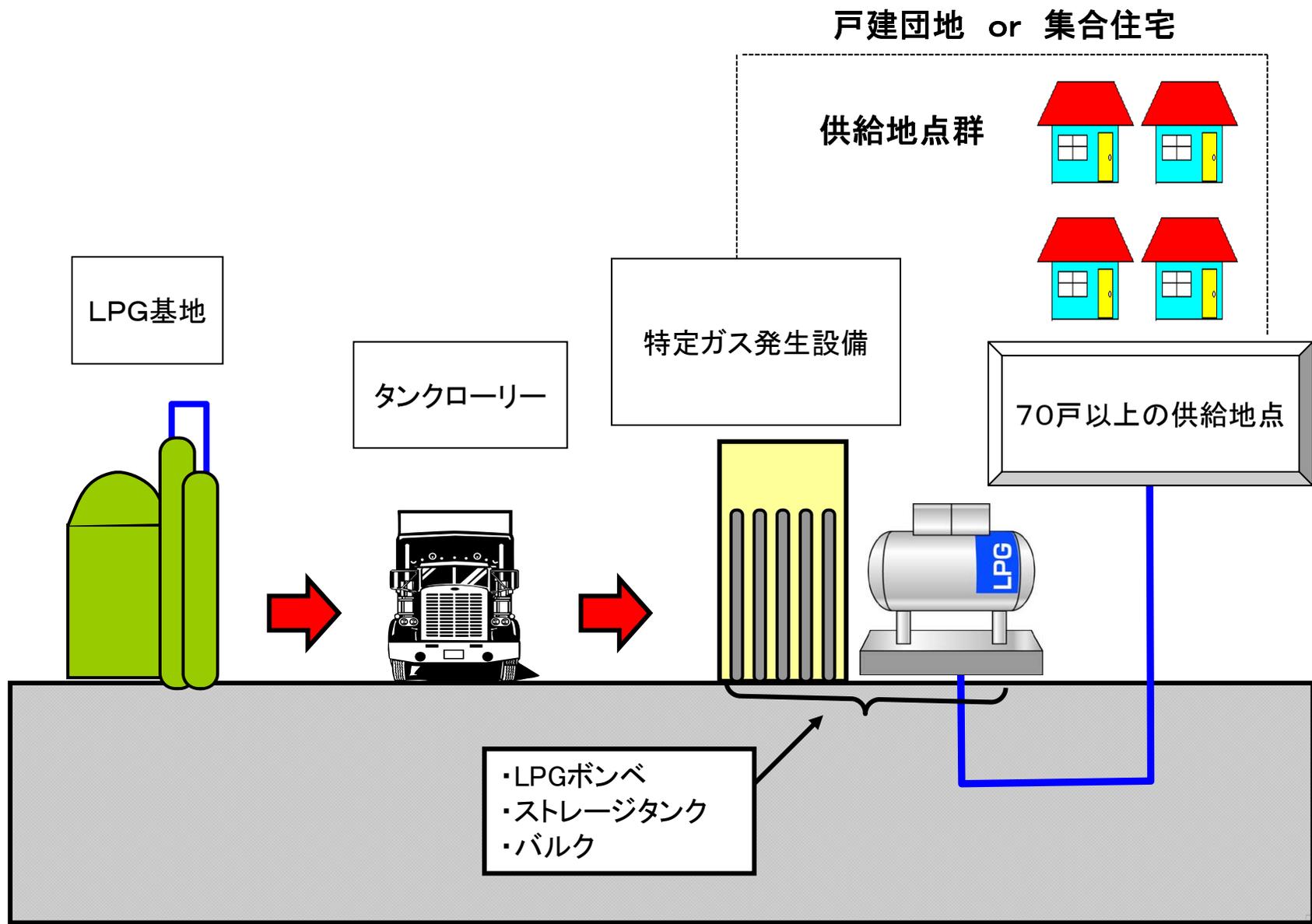
(一社)日本コミュニティーガス協会

# 1.簡易ガス事業とは

- ガス事業法に基づき許可を受けた簡易ガス事業者が、「一般の需要に応じ、政令で定める**簡易なガス発生設備**(『特定ガス発生設備』という。)においてガスを発生させ、導管によりこれ(※主にLPG)を供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が**70以上**のものをいう。」(法第2条第3項)

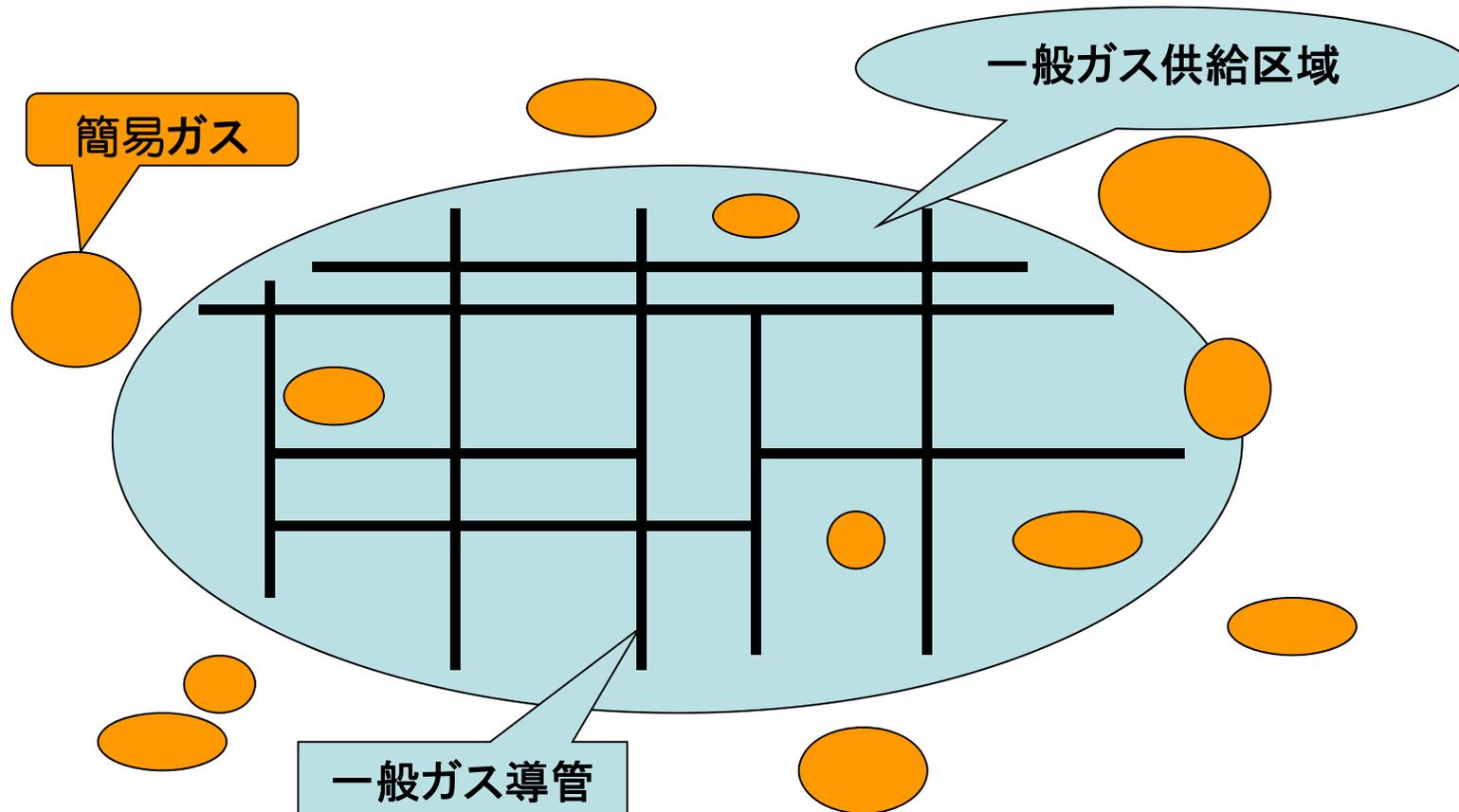
・「簡易なガス発生設備は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下『液化石油ガス法』という。)に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器(**液化天然ガス用保冷容器を除く。**)並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置(当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において**発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。**)とする。」(施行令第1条)

- 簡易ガス事業についても、**供給義務**が課され、原則として**認可を受けた料金その他の供給条件での供給**しか認められない。



## 2.簡易ガス事業の特徴

### 2-1.都市部・その近郊に点在

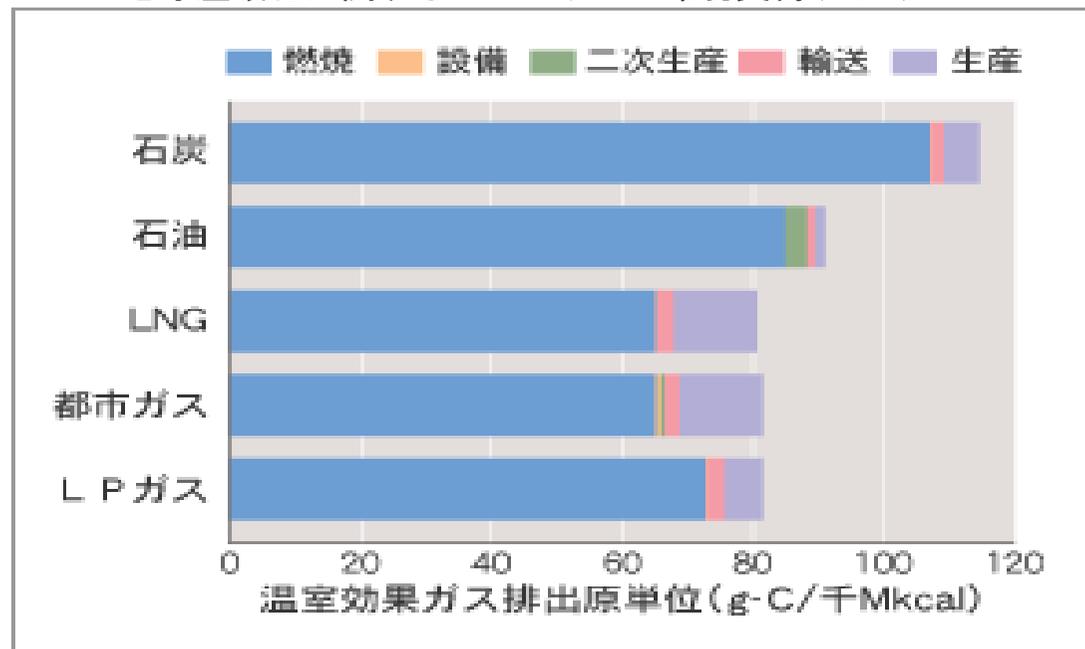


## 2-2.原料のLPガスは

### ◎ 環境にやさしいクリーンエネルギー

1. 燃焼による排ガス中のCO<sub>2</sub>量は、石油や石炭に比べ非常に少なく、オゾン層破壊の心配がない
2. LPガスには硫黄分の含有量がほとんどなく、窒素も含まれていない
3. ススや灰分をださない

地球温暖化に関するエネルギーの環境負荷(LCA)



(注)

LCAとは、ライフサイクルアセスメントの略で、生産から消費までの全過程で生じる環境負荷を評価する手法

(出所:(財)地球環境産業技術研究機構レポートによる)

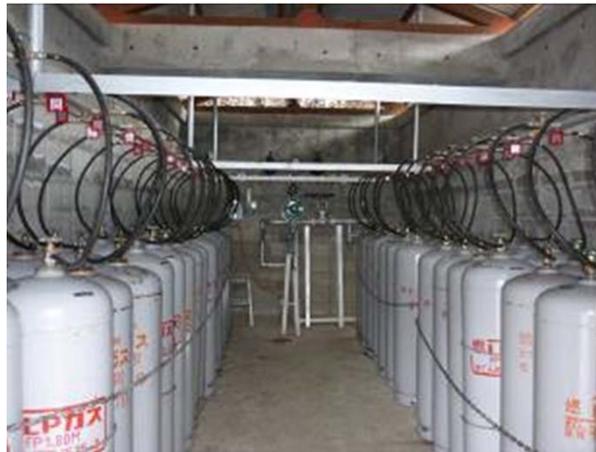
◎ 天然ガスよりハイパワー ( 総発熱量 LPG≒24,000 kcal/m<sup>3</sup> LNG≒11,000 kcal/m<sup>3</sup> )

体積あたりの総発熱量が天然ガスに比べるとプロパンは約2.5倍、ブタンは約3.3倍

◎ 小型容器に詰めて利用でき、持ち運びに便利で、点検、メンテナンスが容易

## 2-3.高い災害対応力

- 団地ごとの分散型供給システム
- コンパクトで低コストの供給設備
- 特定製造所貯蔵燃料の有時での利用  
LPガスボンベを、非常時の避難所の熱源にも利用可
- 有時、住宅ごとにLPガスボンベでの、個別供給により  
迅速な仮復旧も可能



• ボンベ庫内部



• 感震遮断装置

# 3.簡易ガス事業の概要

## 3-1. 概況

平成25年3月末現在

事業者数	1,452	社
供給地点群数	7,614	地点群
供給地点数	1,870,087	地点
需要家 メーター取付数	1,400,859	個
〃 調定数	1,211,129	戸
平均料金水準（H24年度における認可時平均）	475.92	円/m <sup>3</sup>
販売量 家庭用（H24年度）	162,245,884	m <sup>3</sup>
〃 商業用（H24年度）	7,698,299	m <sup>3</sup>
〃 その他（H24年度）	3,378,638	m <sup>3</sup>
合計（H24年度）	173,322,821	m <sup>3</sup>

簡易ガス事業の概況及びガス事業生産動態統計調査より

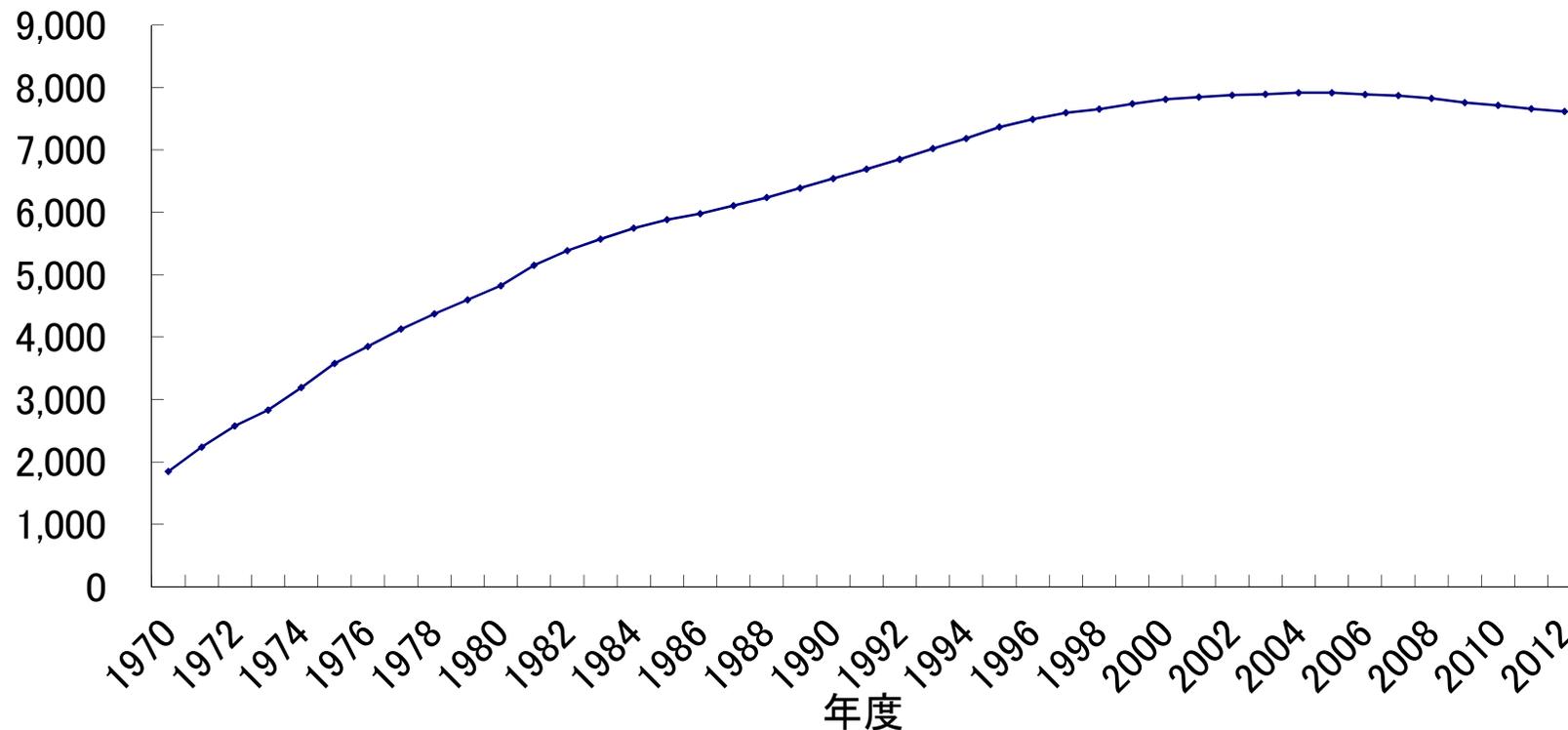
### 3-2.簡易ガスの規模別(地点数・需要家数別)事業者数

平成25年3月末現在				
地点数・需要家数	簡易ガス	都市ガス	計	累計
500,000以上		6	6	6
499,999～300,000		4	4	10
299,999～100,000	1	12	13	23
99,999～50,000	4	15	19	42
49,999～30,000	3	73	92	134
29,999～10,000	16			
9,999～5,000	30	33	63	197
4,999～4,000	16	14	30	227
3,999～3,000	35	14	49	276
2,999～2,000	69	19	88	364
1,999～1,000	167	15	182	546
1,000未満	1,111	4	1115	1,661
内訳(999～500)	(243)	—	—	—
(499～300)	(233)			
(299～70)	(635)			
計	1,452	209	1,661	

資源エネルギー庁監修 ガス事業便覧より

地点群

### 3-3.簡易ガスの供給地点群数の推移



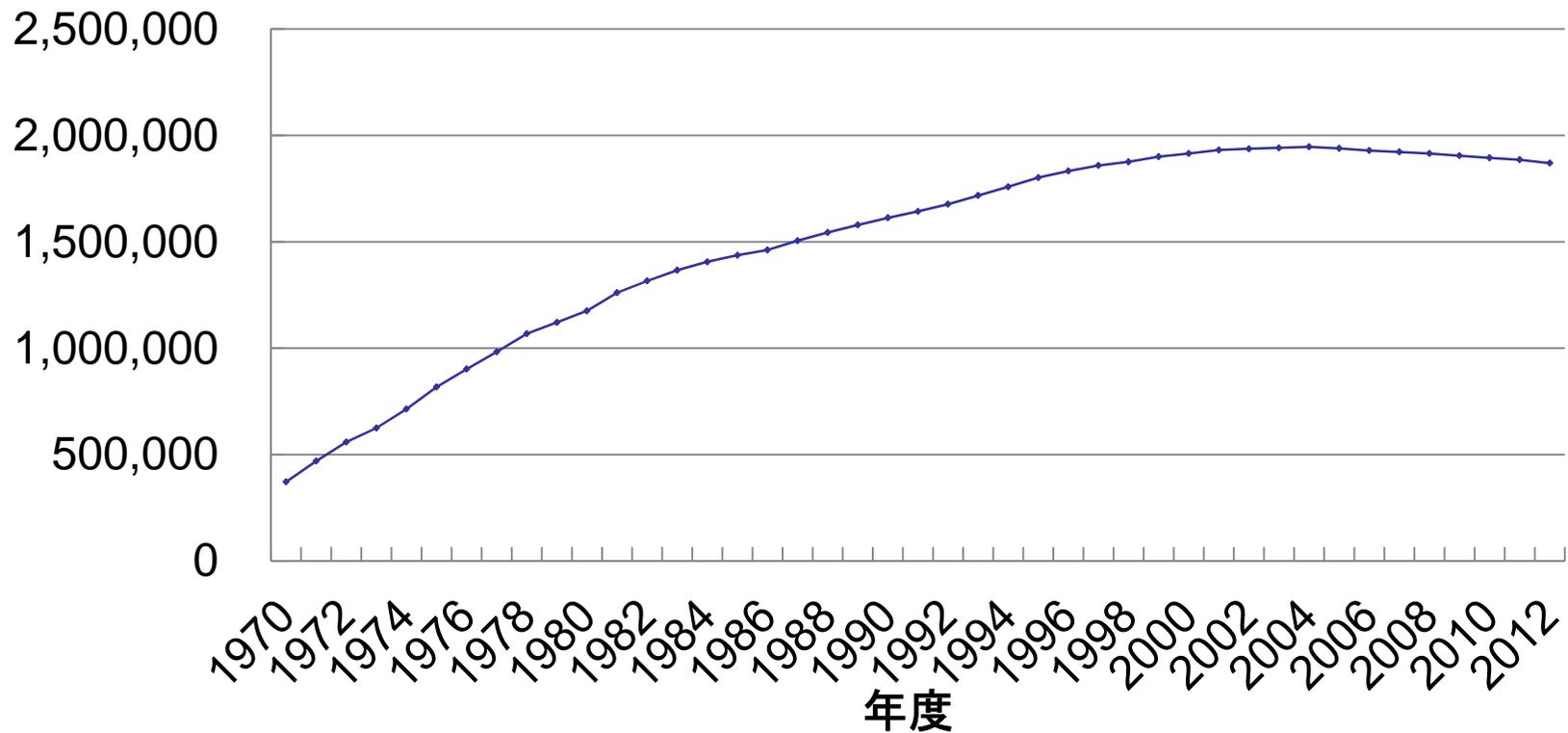
単位：地点群

各年度末	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2011	2012
地点群数	1,847	3,578	4,823	5,880	6,541	7,365	7,809	7,914	7,657	7,614

資源エネルギー庁監修 ガス事業便覧より

許可地点数

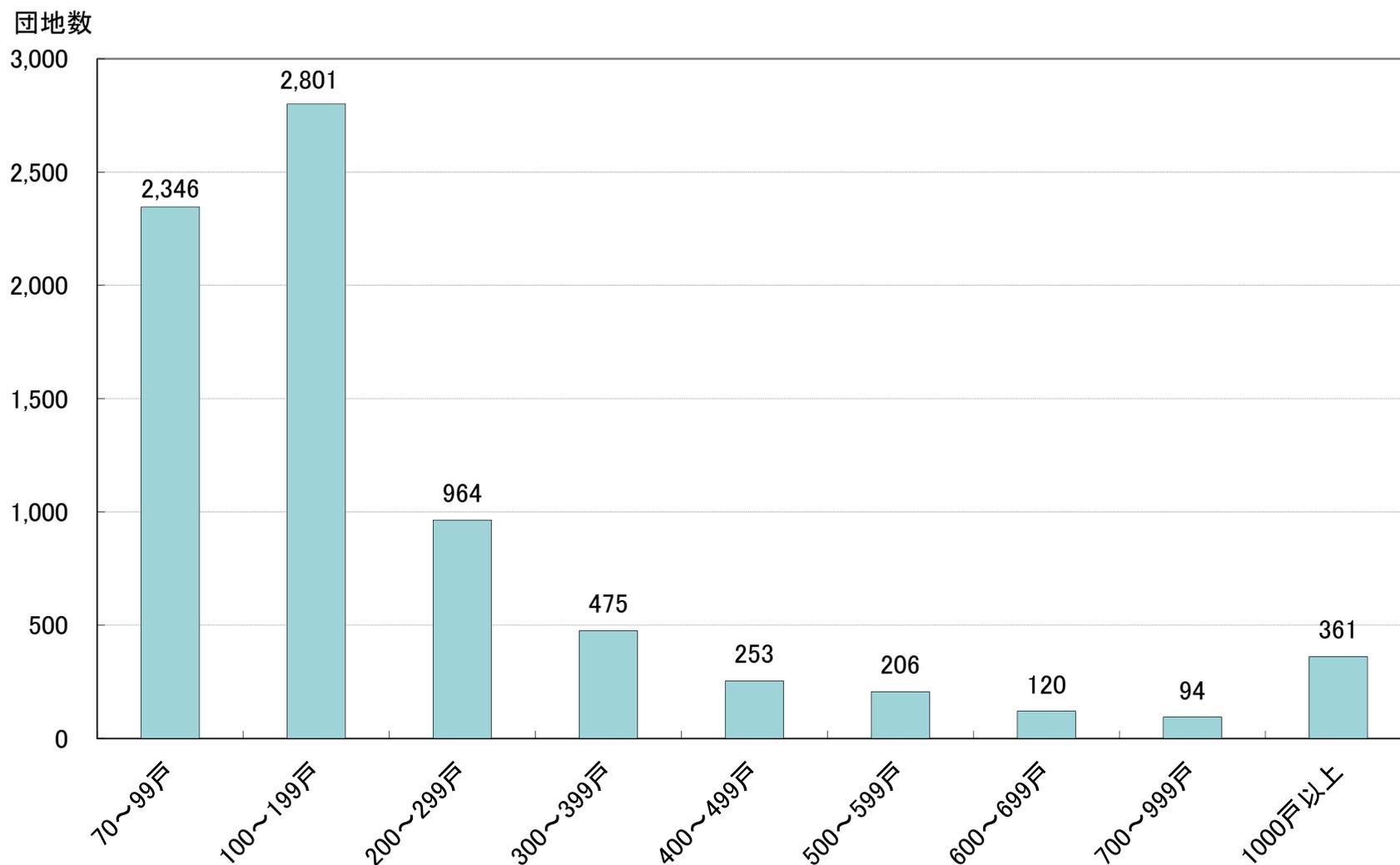
### 3-4.簡易ガスの供給地点数の推移



各年度末	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2011	2012
地点数	371,997	817,629	1,175,544	1,436,981	1,612,906	1,801,835	1,914,803	1,939,072	1,885,676	1,869,639

資源エネルギー庁監修 ガス事業便覧より

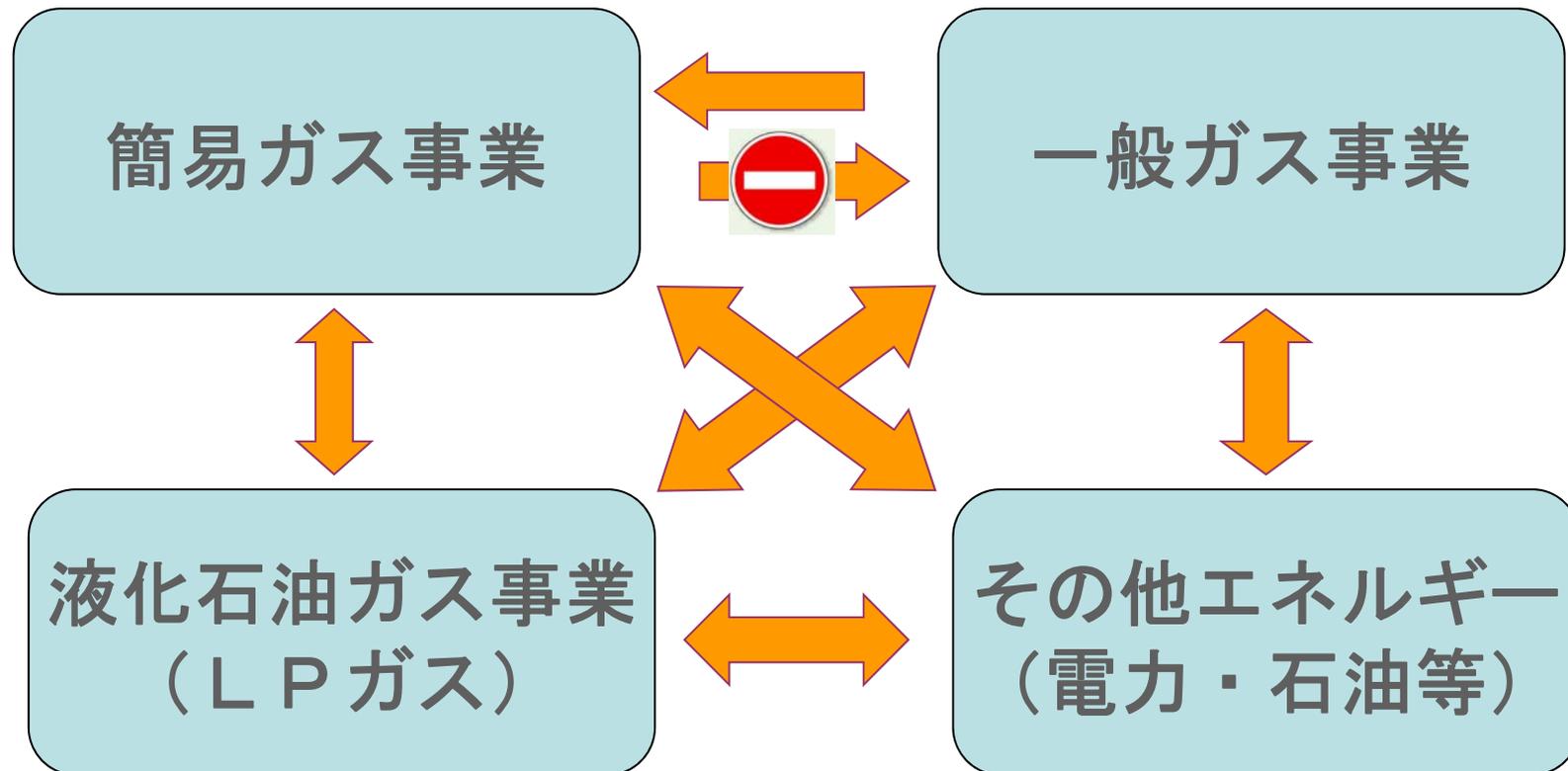
### 3-5.簡易ガス団地の供給規模別分布



出店:資源エネルギー庁 簡易ガス事業の概況(平成25年3月末)

## 4. 制度上の問題

### 4-1. 一方通行型の参入制限



## 4-2. 参入制限の根拠(2つの要件)は合理的か

### 【需要家利益の阻害性】

・第37条の4(許可の基準) 第3号

その供給地点が一般ガス事業者の供給区域にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によってその一般ガス事業者の事業の遂行に支障のおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によって受けるべき利益が阻害されないこと。

⇒ 国が、何故、一般ガスでなければ利害が阻害されるものと決めつけるのか？  
お客様の選択によるべきではないか。

### 【ガス工作物の過剰性】

・法第37条の4(許可の基準)第4号

その簡易ガス事業の開始によってその供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

⇒ 一般ガス事業の許可基準も全く同じ規定。

本来、一般ガス供給区域拡大時に、既にその区域内にあつた簡易ガスの供給地点は除かれる(白抜きにする)べきではないか。

## 4-3.料金規制は必要か

### (1)供給区域独占の根拠

一般ガスの供給区域の独占は、「その一般ガス事業の開始によってその供給区域の全部若しくは一部において又はその供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと」(法第5条第3号. 許可基準)を根拠とされる。

⇒簡易ガスについても、全く同じく規定されるのに独占が認められないのは何故か？

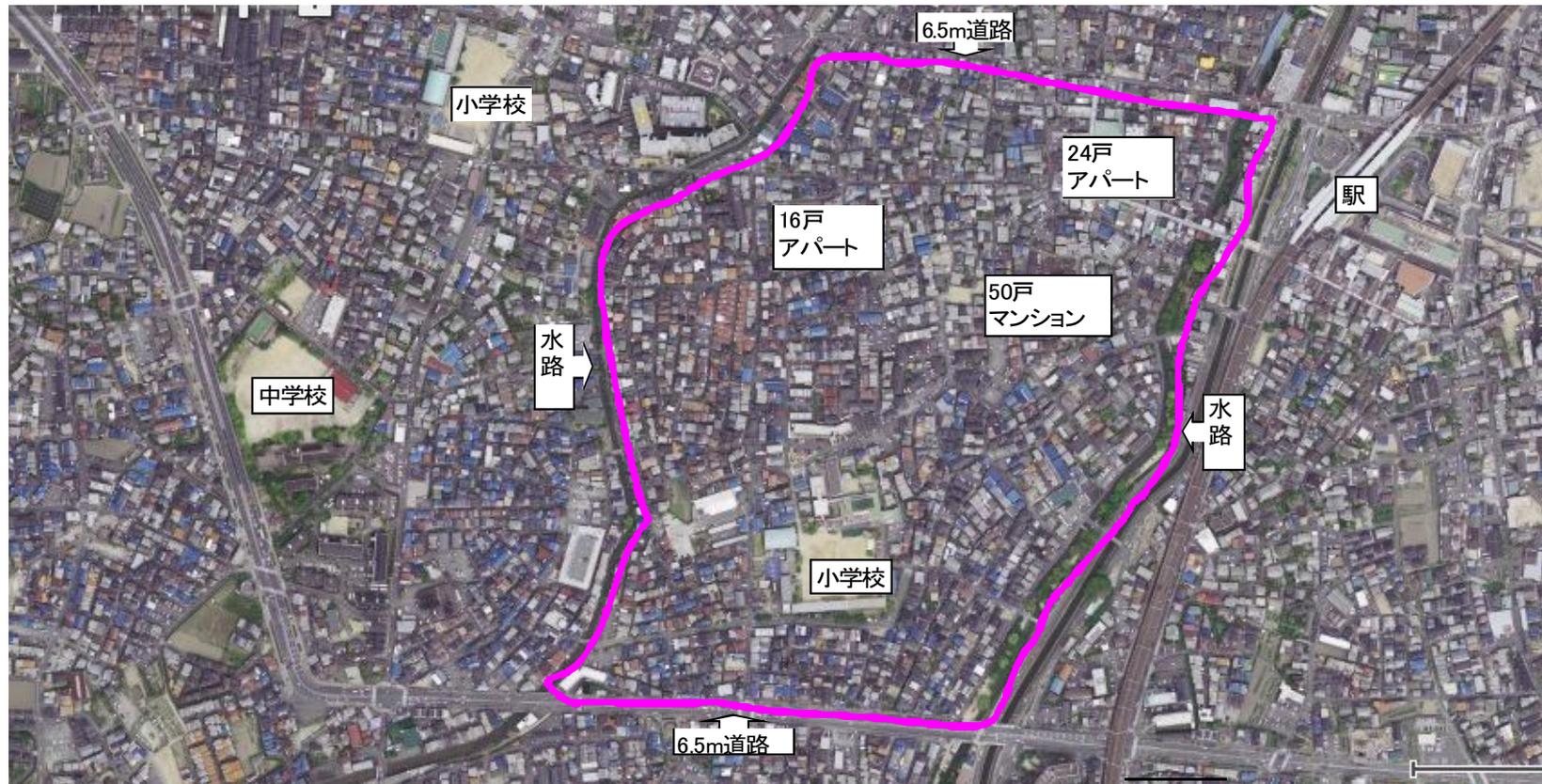
### (2)簡易ガス料金の事前認可は必要か

一般ガスの料金規制(事前認可制)は、供給区域の独占に対応するもの。

⇒供給地点(群)の独占が認められない簡易ガスで、一般ガスと同様の事前認可を必要とする理由は何か。

## 4-4.「一の団地」の解釈は不自然かつ不合理

この区画内で、同一事業者の導管によるLPガス供給が合計して70戸以上に及ぶ場合、区画全体が「一の団地」と解釈され、簡易ガスの許可を要する  
(平.13.1.5. 12資公部第335号)



(注)実際に嚴重注意処分のあった事例ではない

## 4-5.「一の団地」に関する処分が急増

### 1. 嚴重注意処分件数

平成18年	1件	1社	1箇所	1経済産業局
平成22年	4件	4社	8箇所	2経済産業局
平成23年	4件	2社	21箇所	3経済産業局
平成24年	6件	4社	12箇所	3経済産業局
平成25年	5件	5社	32箇所	3経済産業局
合計	20件		74箇所	

### 2. 狙いは、競争相手の弱体化？

- ・LPガス販売事業の再編強化に逆行
- ・行政(各経済産業局)は、違法状態の解消のため、区画内の導管による供給戸数が70戸未満になるよう一部譲渡(分割)を指導(一般ガス事業の供給区域外では、簡易ガス事業の許可も)

(参考)

簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、  
ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について(抄)

(平成十三年一月五日 十二資公部第三百二十五号)

簡易ガス事業に関するガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。)、ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号。以下「令」という。)、ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。)等の解釈及び運用については、以下のとおりとする。

一 法第二条第三項に規定する「一の団地」について

(1) 「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。

(2) 「一の団地」を区画するメルクマールは、道路、河川、鉄道、田畑、山林等(以下「道路等」という。)とするものとする。

この場合において、「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条に規定する道路であつて、その車道(道路構造令(昭和三十三年政令第二百四十四号)第二条第四項に規定する車道をいう。)の幅員が六・五メートル以上のものをいい、「河川」とは河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第四条、第五条及び第一百条に規定する一級河川、二級河川及び準用河川をいうものとする。

(3) ただし、道路等によつて分割され、(2)の基準により二の団地と認められる場合であつても、次のような場合であつて、その分割された二の土地において、ガスの使用者の利益の保護とガス事業の健全な発展を図るために適当であり、密接不可分の関係にあると認められるときは、分割された二の土地をあわせて「一の団地」として取り扱うものとする。

- ① 分割された二の土地が同一の者によつて造成されたものである場合
- ② 分割する道路等が土地の造成後において設置されたものである場合  
(私道が道路に認定された場合を含む。)
- ③ 上記に掲げるものの他、自然条件等により特別な取扱いをすることが必要であると認められる場合

二〇十 (略)

(注) 車道の幅員の根拠不明。現行「道路構造令」は、昭和四十五年十月二十九日政令第三百二十号。何故、既に廃止された法令を引用しているのか?